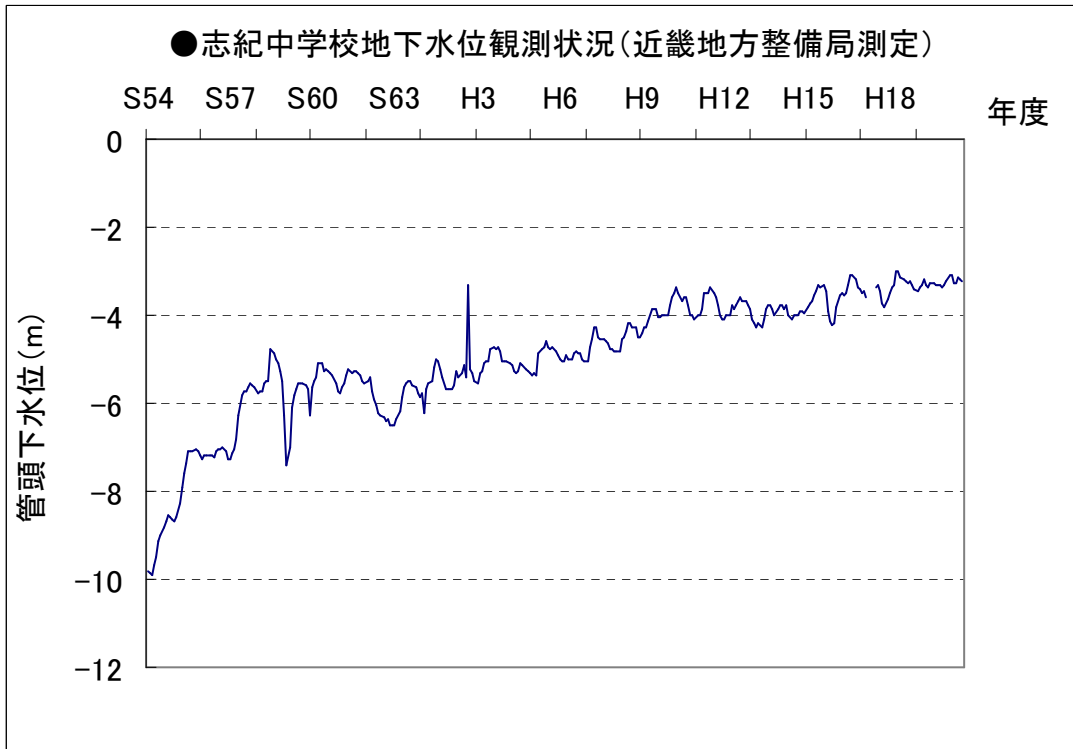
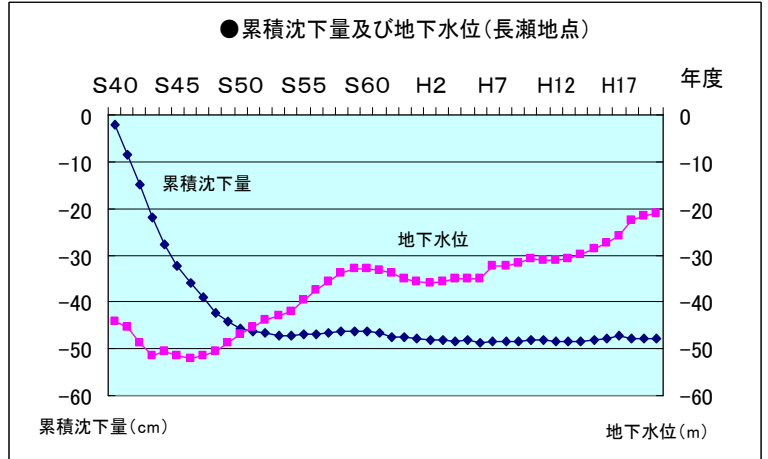
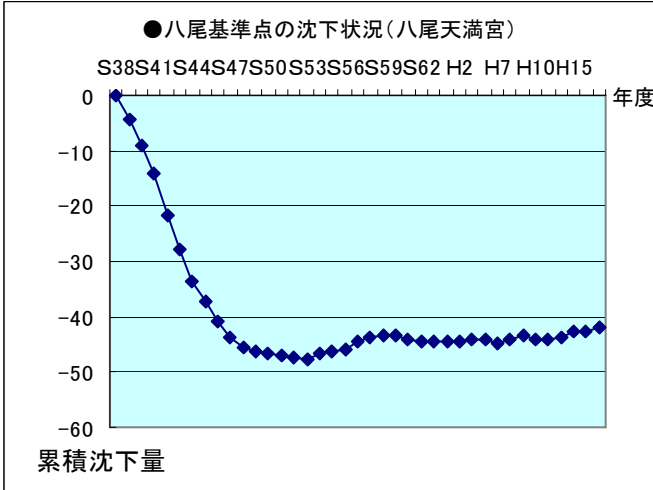


# 地盤環境

## 1. 地盤沈下

市内ならびに府下全域の地盤沈下の状況は、地下水の汲み上げ規制の結果、おさまっています。市内には、22水準点（府水準点19、国水準点3）があり、定期的に測量され、八尾天満宮での昭和39年度からの沈下量は、下記のとおり現在ではほぼ安定した状況になっています。

また、大阪府の観測井戸により、定期的に地下水位や沈下量の観測を行っていますが、本市に一番近い長瀬地点での状況は下記のとおりであり、ほぼ横ばいになっています。



## 2. 土壌汚染

土壌には、望ましい基準として土壌の汚染に係る環境基準が定められており、土壌汚染の有無の判断や改善対策の目標となっています。

また、平成15年2月から土壌汚染対策法が施行され、水質汚濁防止法や下水道法に定める特定施設において特定有害物質を使用等している事業者がその施設を廃止する場合や、土壌汚染による地下水汚染があきらかな場合などには土壌調査を行い汚染の有無を確認するとともに、汚染が判明した場合には、「指定区域」として公示することになりました。指定区域については、必要に応じて土壌浄化対策などを行うこととなっています。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例も土壌汚染に関する部分が追加されて平成16年1月より施行されており、土地の調査機会や対象となる施設が追加されました。この条例に基づく調査を行い、汚染が判明した場合は「管理区域」に指定されることとなり、指定区域の場合と同様に公示され、浄化等の対策が必要となります。

平成21年3月31日現在、土壌汚染対策法に規定される「指定区域」および大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定される「管理区域」として指定されている汚染地域はありません。

### ● 土壌汚染対策法・大阪府条例に基づく土壌調査測定および指定区域・管理区域状況 (平成21年3月31日現在)

土壌汚染対策法	調査測定件数	3件
	指定区域件数	0件
大阪府条例	調査測定件数	6件
	管理区域件数	0件

## 3. 地下水汚染

地下水には地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められており、平成20年度では市内4井戸（4地区）について概況調査を行いました。その結果、全ての井戸で環境基準を満足していました。

また、過去に汚染が発見された地区周辺でのモニタリング調査も6井戸（4地区）で行い、汚染状況の継続的把握をしました。結果は、一部の井戸で濃度の増加が見られましたが、全体的には減少傾向にあり、また環境基準を満足し対象物質も数年間検出されなくなった井戸もありました。